

Wexler Decl.

Exhibit E

Written statement from Hideaki Tsuburaya,
dated February 26, 2013

(Japanese)

宣 言 書

添付の陳述書は私が作成し、署名したものであり、そこに記載された内容が真実で、
正確であることに間違いありません。

2013年 2月 26日

圓谷英明 

圓 谷 英 明

日本国パスポート番号：TG4120367

住所：東京都品川区西品川三丁目16番3号304

陳 述 書

- 1 私、円谷英明は、1959年9月26日、円谷一の次男として出生しました。父・一はウルトラマン映画シリーズの制作会社である株式会社円谷プロダクション(1963年設立当時の社名「株式会社円谷特技プロダクション」、以下「TPC」といいます)の創立者円谷英二の長男で、1970年英二を継いで社長となりましたが、1973年に死亡し、その後弟の皐が1995年に死亡するまでの22年間社長でした。
私は、2003年1月にTPCの取締役となり、2004年4月に円谷昌弘の後の代表取締役社長となりましたが、円谷家は内紛が続き、自分の持株が少なかったため、2005年5月に解任されてしまいました。
- 2 TPCは、1997年からタイでソムポート・サングウェンチャイ氏に対してウルトラマン映画作品著作权とその利用権について訴訟を提起し、1999年には、日本でも同様の訴訟を起こしていたところ、日本では2003年5月に第1審の東京地裁、同年12月に控訴審の東京高等裁判所において敗訴し、2004年4月には最高裁の決定によりTPCの上告が認められず、その結果、日本の法律の下では、ソムポート氏がウルトラマン映画作品著作权の日本国外での独占的利用権を有することが確定しました。裁判所の判断の要旨は、いわゆる「1976年契約」契約書の円谷皐の署名の真偽は不明であるが、押捺された当時の株式会社円谷エンタープライズ代表取締役円谷皐の代表者印は真正のものであり、円谷皐は同時にTPCの代表取締役であり、円谷エンタープライズはウルトラマン映画再放送権の許諾を行っていたことがあり、また、両社の事業は必ずしも截然と区別されていなかったから、「1976年」契約は、TPC・円谷エンタープライズとソムポート氏の契約として有効である、というものでした。
- 3 他方、タイでは、まず、2000年4月にタイ国際通商・知的財産中央裁判所でソムポート氏の権利を認める判決が出ましたが、タイ最高裁判所は2008年2月にこの判決を取消し、「1976年契約」の円谷昇のサインは偽造であるとして、ソムポート氏の権利を否定し、TPCが全ての権利を有するとする逆転判決をし、これがタイでは確定しました。
- 4 このタイでの訴訟で、TPCはベイカー・アンド・マッケンジー・バンコク事務所を訴訟代理人として選任し弁護士報酬を支払っていましたが、それとは全く別に、私が社長となる前から同事務所の顧問格で裁判所に強い影響力があるというマナス弁護士(TPCでは名前を言わず、「M氏」と呼んでいました)に、貸付名義で、裁判所に対する裏工作費として1500万バーツ(1バーツ約3円)+成功報酬1000万バーツを支払うという契約をし、既に1500万バーツは支払い済みでした。マナス氏は訴訟では正式の代理人にならないで、訴訟の指揮をしていたようです。
そうしたところ、日本の高裁での敗訴後の2004年になって、マナス氏から成功

(円谷英明)

報酬予定の1000万バーツをすぐに支払い、更に、2000万バーツを追加して支払うようにとの要求があり、同年4月7日に東京の帝国ホテルの貸室で、私、取締役江藤直行、総務部長の福井顕、国際室長の斉藤淳がマナス氏とペイカー・アンド・マッケンジー事務所のチーラチャイ弁護士と内密に会って話をしました。その時のマナス氏の話は、この金はタイ裁判の状況から絶対必要であり、必ず、有利な判決が出るように使うことを保証するというものでした。私たちTPC側としては、金額も大きく、名目は貸付であっても行ったきりで返済されないものであることから、話としては一応了解したものの、すぐには同意することができず、持ち帰って色々社内でも協議しましたが、日本では既に敗訴が確定しており、そのうえ、タイでもTPCの敗訴が確定することはどんなことをしても避けたいということで、6月11日に、チーラチャイ弁護士に承諾のメールを送り、その後、実際にこの金を確か香港の銀行口座だったと思いますが、斉藤が送金手続きをしました。私個人として覚えているのは、1000万バーツ分（当時の認識としては2千7百万円程度）だけであり、間もなく私は社長を解任されてしまったので、以後の支払いのことはわかりません。

- 4 その時の事情を記載したTPC国際室の斉藤の業務報告書（「読んでらシュレッターにかけてください」とあります）が、チーチャイ弁護士宛Eメールのコピーと共に、私の手元に残っていたので、これを本陳述書に添付します。
- 5 以上のとおり、TPCは、タイのウルトラマン訴訟についてペイカー・アンド・マッケンジー事務所への正当な弁護士報酬の外に、マナス氏に少なくとも2500万バーツ（約7500万円）、（約束としては、合計4500万バーツ（約1億3500万円））のタイ裁判所に対する裏工作費を支払いました。ただし、支払いについて、それが最終的に誰に対して、どう使われるかは、TPCは知る必要がないし、知るべきないともいわれておりました。

その後、2008年2月にタイ最高裁判所がTPC勝訴判決を出したことは上記のとおりです。

- 6 以上は全て真実であるで、私は、この陳述書に署名すると共に、この事実を中国の裁判所で証言する用意があることを表明します。

以上

2012年12月5日

田谷英明

田谷英明

日本国パスポート番号：TG4120367

添付①

cc: 岡谷 昌様

2004年6月1日

福井部長、

営業部国際室 斉藤

業務報告書

M氏に関して

4月7日に帝国ホテルで打ち合せした件ですが、M氏との契約内容の変更に関して、チーラチャイ弁護士に6月7日までに返事をしなくてはなりません。

以前、福井部長、江藤部長と上述の打ち合せ後に、ミーティングをした時に決定したM氏に対するアプローチとして、1) プロミサリーノート(約束手形)を発行してもらい、2) 新たに彼が要求している追加分の金額を、段階的な内容に従ってブレークダウンしてもらい、3) ベーガーにその変更部分を含めたメモに署名してもらい、事をチーラチャイ弁護士に話しましたが、1)はOK、2)に関しては、私、斉藤自身がタイに行って、「彼」とチーラチャイ弁護士に直接会って交渉する旨をチーラチャイに話したら、「彼」は、4月7日の東京会談において話すべき事は全て話したので、既に話した事をもとに、岡谷プロに決断して頂きたいという事です。3)に関しては、ベーガーは否定しました。

以上。

(岡谷 昌)

添付(2)

2004年6月11日

田谷社長、福井部長、江藤部長

営業部国際室 斉藤

業務報告書

M氏に関して（勝んだらジュレッターにかけてください）

昨日6月11日、福井部長からの連絡を受け、4月7日にM氏と帝国ホテルで行われた会見で議題にあがった、M氏からの追加/変更要請（以下）にコーサインのメールをチーラチイ弁護士に送りました。

当初契約内容：150.0万パーツ（ローンも含め支払済）+100.0万パーツ（成功報酬）
変更要請内容：150.0万パーツ+100.0万パーツ（先払い）+200.0万パーツ（追加）
（1パーツ=約8円弱）

以下が、私がベーカーに送ったメールの和訳になります。

案件： お返事していなかった件
発信： 斉藤淳
日付： 2004年6月11日
着信： チーラチイ弁護士、福井様

親愛なるチーラチイさん、

弊社の経営陣は、2004年4月7日に帝国ホテルで打ち合わせをした際に、M氏から提案のあった追加条件を容認する決定をしました。

つきましては、この追加条件に関する契約修正/追加書、及び関連書類の準備をお願いします。私共の理解では、先にお支払いする100.0万パーツ（元々は成功報酬であったもの）は彼にローンする事になると考えております。そして、私共は、この金額を上記の修正/追加書署名時に50%、そして後程残額をお支払いしたいと考えております。

M氏にTPCから宜しくお伝え下さい。

敬具

斉藤 淳

②/分 葉 明

cc コピー（和訳）：円谷英明氏、福井順氏、江藤直行氏

このメールを送った後、チーラチャイ弁護士と電話で話しました。この件で来日
したいそうなので、近日中に彼等の希望スケジュールを送ってもらいます。

以上。

② 円谷英明

mailto://SS%20Differen%20Day/%8F%91%97%DE/Mozilla/Pro...

Subject: Pending matter

From: Atsushi Saito <atsushi@tsuburaya-prod.co.jp>

Date: Fri, 11 Jun 2004 11:03:26 +0900

To: "Okamura, Chirachai" <Chirachai.Okamura@BAKERNET.com>, 福井 剛彦 <ken-fukui@tepco.jp>

Dear Mr. Chirachai,

Our management has made decision to accept the additional terms and conditions offered by Mr. H at our meeting in the Imperial Hotel in Tokyo on April 7, 2004.

So please be kind enough to draft an amendment letter to our existing agreement between him and any necessary document. Our understanding is that 10 million baht (used to be the success fee) will be loaned to him, and we would like to suggest to pay 50% upon signing of the amendment letter, and later on the balance will be paid.

Please send TPC's best regards to Mr. H.

Thank you and best regards,

Atsushi Saito

cc (by Japanese translation) Mr. Hideaki Tsuburaya
Mr. Ken Fukui
Mr. Naoyuki Eto

(2) 右 葉 明

04/6/11 11:03 AM

UMC0000031

平成 25 年 登簿第 20 号

認 証

嘱託人 圓谷 英明

は、法定の手続に従って、本公証人の面前で、この証書の記載が真実であることを宣誓した上、別紙証書に署名押印した。

よって、これを認証する。

平成 25 年 2 月 26 日、本公証人役場において

東京都港区赤坂 3 丁目 9 番 1 号

東京法務局所属

公証人

Notary

横山 匡輝

Masateru YOKOYAMA

総公証 No 127027 号

証 明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

平成 25 年 2 月 26 日

東京法務局長

石田 一 宏

CERTIFICATE

This is to certify that the signature affixed above has been provided by Notary, duly authorized by the Tokyo Legal Affairs Bureau and that the Official Seal appearing on the same is genuine.

Date February 26, 2013

Kazuhiro ISHIDA

Director of the Tokyo Legal Affairs Bureau

For legalization by the foreign consul in Japan, this is to certify that the Seal affixed hereto is genuine.

Date February 26, 2013

A. Ogawa

Ayako OGAWA

Tokyo, _____

Official
Ministry of Foreign Affairs
(Consular Service Division)